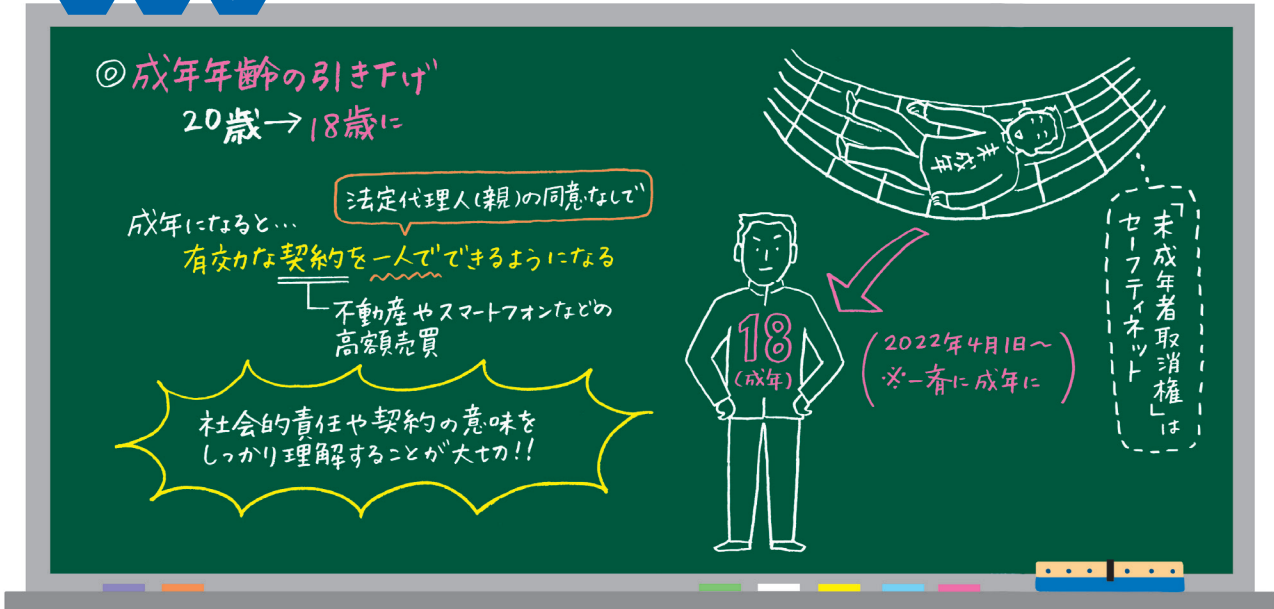


## 成年年齢の引き下げと消費者契約

文：児玉 晋

### 板書例



2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。現行の法律では、20歳の誕生日を迎えた人から順番に成年となりますが、2022年4月1日の改正当日は、その時すでに18歳、19歳になっている人が同時に成年になります。正確には、2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれの約200万人<sup>\*1</sup>の若者が、同時に成年になります。このような観点からも、約2年後に迫った2022年4月1日は、大変注目される日になるでしょう。

### 契約行為と未成年者取消権

民法の成年年齢には、法定代理人（親）の同意を得ずに1人で有効な契約ができる年齢という意味合いがあります。現在、未成年はスマートフォンやアパートの契約をする際に保護者の署名が必要ですが、今後は不要となり1人でできるようになるなど、活動の範囲が広がるメリットもあります。

契約とは、一言でいうと、法律で保護される約束のことを言います。2人以上の当事者が合意することによって、法的な権利義務関係が発生します。権利義務関係と言うと、未成年者にとっては、非日常的な行為のようにも思えますが、「売ります・買います」の合意とそれに伴う支払い義務の履行は日常の買い物でも行われていますので、口頭での契約も有効であることが理解できます。未成年者であっても契約は、コンビニで日用品などを買う（売買契約）、通学で使う電車に乗る（運賃契約）、DVDをレンタル店で借りる（賃貸借契約）など身近な行為で経験しているでしょう。

しかし、不動産をはじめ高額な売買契約や条件が複雑な契約などは、知識や経験が浅い未成年者には一定の保護も必要です。そこで、民法では未成年者が法定代理人（親）の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができるとしています。これを「未成年者取消権」といい、未成年者を保護するセーフティネットといえます。

成年年齢が引き下げられると、未成年者であることを理由に取り消すことができる年齢も同時に引き下げられることとなりますから、契約を行うにあたっては社会的責任や契約の意味をしっかりと理解することが大切で、消費行動を啓蒙するような消費者教育は、非常に重要になるでしょう。

## 消費者契約法の改正

若年者のみならず、広く消費者を保護する法律として、「消費者契約法」があります。消費者契約法では、消費者と事業者の契約において、事業者の一定の行為によって消費者が誤認・困惑して行った契約は、契約を取り消すことができるとしています。

この度、成年年齢の引き下げに対応する改正として、進学や就職を実現させるかのような告知や恋愛感情を利用した勧誘などを取り消しの対象となる不当な勧誘行為として条文に追加しています。これは若年者が困惑して契約してしまうような事柄を想定しての措置です。また、事業者には努力義務として「個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供」との文言が条文上明示されていますので、知識や経験が不十分な消費者には契約にあたり基礎的な内容から説明を始めること等が求められています。<sup>\*2</sup>

## 高校3年生で成年になる

最後に、18歳成年化を高校3年生成年化と置き換えてみることにします。2022年4月1日以降は、18歳になった人から順番に成年となりますが、高校3年生のクラス内で、4月生まれの人から順番に成年者が誕生していくこととなります。高校3年生は、進学にしても就職にしても、進路選択に集中したい時期であり、学校内外は問わず金銭トラブルなどは避けたいものです。

今回の民法改正により、18歳となった高校生は成年として一人で意思決定できるメリットもある一方で、それによる責任も大きくなります。社会経験に乏しく保護がなくなったばかりの成人を狙い撃ちにする悪質な業者もいますので、トラブルを未然に防ぐための消費者教育の充実と、万が一トラブルに巻き込まれたときの相談先（全国の消費生活センターや国民生活センターなど）の周知が進められています。何より高校生自身が関心を持つことが大切だと思います。

※1 総務省統計局:人口推計(2018年(平成30年)10月1日現在)データより試算

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2018np/index.html>

※2 [消費者庁:消費者契約法の一部を改正する法律\(平成30年法律第54号\)](#)

● 内容については万全を期しておりますが、配信時現在の情報を基に執筆していること、執筆者個人の見解も含まれていることや本稿は分かりやすさを優先して執筆していることをご理解のうえ、ご利用ください。